

別表（第13条関係）

公文書の種別	交付する写し	金額
1 文書、図画又は写真	ア 複写機により複写したもの（単色刷りで、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき 10円
	イ 複写機により複写したもの（多色刷りで、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき 30円
	ウ マイクロフィルム 印刷物として出力したもの	1枚につき 30円
	エ アからウまでに掲げる方法以外の方法により複写したもの	当該複写の作成に要する費用
2 電磁的記録	ア 印刷物として出力したもの（単色刷りで、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき 10円
	イ 印刷物として出力したもの（多色刷りで、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき 30円
	ウ 光ディスク（CD—R 700メガバイト）に複写したもの	1枚につき 80円
	エ 光ディスク（DVD—R4.7ギガバイト）に複写したもの	1枚につき 100円
	オ アからエまでに掲げる方法以外の方法により複写したもの	当該複写の作成に要する費用

備考 用紙の両面を使用して複写又は出力する場合は、片面を1枚として額を算定する。